

令和元年10月28日（月）  
午後1時30分  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第18号 職員の分限処分について

報告第19号 職員の分限処分について

報告第20号 令和元年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

議決事項

議案第36号 寝屋川市野外活動センター指定管理者候補者の決定について

署名人

高須教育長

藤田委員

# 10月教育委員会一般事務報告

(10月1日～10月28日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
10	2	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	4	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	ホテルアウリーナ大阪
	6	日	幼稚園運動会(5園)	運動会	北、中央、南、神田、啓明
			囲碁・将棋活動推進事業後期 (～令和2年1月11日 10講座)	将棋の講座	市民会館 池の里市民交流センター
	8	火	予算決算常任委員会(文教生活分科会)	平成30年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定等	議会棟5階 第2委員会室
	10	木	大阪府総合体育大会総合閉会式	閉会式典等	大阪学院大学
			第2回寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会	審議会	議会棟5階 第2委員会室
	16	水	予算決算常任委員会(後期全体会)	総括質疑・討論・採択	議会棟4階 第1委員会室
	18	金	幼稚園・学校訪問		
	21	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	木	近畿都市教育長協議会研究協議会(～25日)	研修会	滋賀県高島市
	28	月	教育委員会10月定例会		議会棟5階 第2委員会室

## 10月・11月教育委員会行事計画書

(10月29日～11月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
10	31	木	新・BS日本のうた	NHK歌番組公開収録	市民会館
11	1	金	校長役員会	11月校長会の案件について	総合教育研修センター
	2	土	寝屋川文化芸術祭（～3日）	式典（2日）、作品展示、舞台発表等	市民会館 他
	5	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	金	小中学校英語教育特別推進地域研究発表会	公開授業・指導講評	第三中学校
			市指定文化財特別公開（～11日）	市指定文化財公開	菅原神社、西正寺
	9	土	小中学校英語教育特別推進地域研究発表会	全体会	市民会館
	12	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	16	土	寝屋川市立堀溝小学校創立50周年記念式典	記念式典	堀溝小学校
	17	日	市民体育大会 剣道の部	大会	市民体育館
			2019青年祭	青年交流事業（舞台発表、作品展示など）	市民会館
	20	水	イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト プレ発表会	生徒による英語発表	総合教育研修センター
			寝屋川市小学校音楽会	児童による音楽発表	市民会館
	21	木	寝屋川市小学校音楽会	児童による音楽発表	市民会館
25	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1	
		教育委員会11月定例会		議会棟5棟 第2委員会室	
28	木	校長役員会	12月校長会の案件について	総合教育研修センター	
29	金	小学生スポーツ大会	大縄跳び大会	市民体育館	

報告第18号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年10月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和元年11月19日まで休職を命ずる

令和元年10月20日

寝屋川市教育委員会

報告第19号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年10月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和元年12月26日まで休職を命ずる

令和元年10月27日

寝屋川市教育委員会

報告第20号

令和元年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年10月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

令和元年10月1日発令

氏名	所属名等	備考
丹部 絵美	寝屋川市立啓明幼稚園	新規採用

議案第 36 号

寝屋川市野外活動センター指定管理者候補者の決定について

寝屋川市野外活動センターの指定管理者候補者を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年10月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

特定非営利活動法人ナックを寝屋川市野外活動センターの指定管理者候補者として決定するため。

令和元年10月10日

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市野外活動センター  
指定管理者選定委員会  
委員長 横山 誠

寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会に  
おける指定管理者選定結果について(報告)

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市野外活動センター
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人ナック  
大阪府大阪市北区大淀南町1丁目9番16号  
理事長 松林 寛 (まつばやし ひろし)
- (3) 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数 (令和元年8月22日実施)

株式会社	NPO 法人	財団法人	合計
0	1	0	1

- (2) 申請書の提出数 (受付期間 令和元年8月23日～8月29日)

株式会社	NPO 法人	共同事業体	合計
0	1	0	1

3 選定委員会

- (1) 寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会
- ① 令和元年9月10日 設置
- ② 選定委員の構成 (計5名)

## 寝屋川市野外活動センター条例施行規則

第2条第2項	第1号	該当者	公募により選出した寝屋川市の区域内 に住所を有する者	1名
同上	第2号	該当者	経営に関する知識を有する者	1名
同上	第3号	該当者	学識経験を有する者	1名
同上	第4号	該当者	社会教育委員	1名
同上	第5号	該当者	社会教育部における部長	1名

### (2) 選定委員会開催経過

#### 第1回 令和元年9月10日(火)

委員長の選出、副委員長の指名、申請者加点の承認、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼン・ヒアリング審査)の選定基準・選定方法の確認及び決定、採点方法の確認及び決定

#### 第2回 令和元年10月10日(木)

第1次審査結果の確認と総括、第2次審査の実施と結果の確認、指定管理候補者としての意見交換・審議、選定委員会報告書作成

## 4 選定の基準及び選定結果

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、寝屋川市野外活動センター(以下「野外活動センター」という。)の管理を行うに最も適当と認める団体(候補者)を選定する。

### (1) 申請者への加点の提示及び承認

平成29年度7月に改定された「指定管理者制度の導入及び運用指針」に基づき、教育委員会より申請者への加点に関する説明を受け、選定委員会として以下のとおり加点を承認した。

#### ①「当該施設に係る管理運営の実績」による加点

申請者の現指定管理者としての実績検証結果については、平成27年度、平成28年度は、いずれも51項目中51項目、また平成29年度、平成30年度は39項目中39項目の100%適正であることから、運用指針内の表より評価B以上を確定する提示を受け了承をした。

次に、管理運営実績報告書記載内容について、教育委員会による審査の結果、評価は 10 項目中 6 項目が適正であることから、評価は A であることの提示を受け、5%の加点の了承をした。

## ②加点の決定

上記①について、選定委員会で承認し、100 点満点の 5%の加点となり、第 1 次審査の点数に 5 点を加点することを決定した。

### (2) 第 1 次審査（書類審査）

#### ① 選定基準（書類審査項目）

- ・ 安定した管理運営を行う経営状態と実績があること
- ・ 施設を効果的に管理運営できる提案が優れていること
- ・ 積極的な広報活動が行なわれ、集客促進策が優れていること
- ・ 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること
- ・ 記載内容（見積もり金額等）が適正であり、経費縮減が図られていること
- ・ 事業の実施について明記されており、社会教育に係る学習の場であることなど設定目的が効果的に果たされる事業提案があること
- ・ 施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること
- ・ 職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること
- ・ 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること、危機管理対策が適正であること
- ・ 総合的に見て提案内容が優れていること

#### ② 配点・合格最低点

- ・ 上記、各項目 10 点満点の合計 100 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を当該団体の得点として第 1 次審査（書類審査）を行った。
- ・ 合計点（100 点）の合格最低点を 70%の 70 点、項目に 1 つでも C 評価（0 点～3 点）があれば不合格とした。

### ③ 第1次審査（書類審査）の結果

様式No.	項目	配点	平均点
A-3～A-6	申請団体概要	10	8.8
A-8(1)～(5)	基本方針及び運営計画	10	7.8
A-8(6)、(7)	広報活動集客促進策	10	7.8
A-9	施設の維持管理に係る方針及び取組みの提案	10	7.8
A-10	事業計画	10	8.6
A-11	収支予算書	10	7.4
A-11(2)	人員配置計画	10	8.4
A-11(3)	職員研修計画	10	8.8
A-11(4) A-11(5)	個人情報保護及び情報公開、危機管理対策	10	9.0
A-7 A-8(4) A-12	総合評価	10	8.4
合計点		100	82.8

※第1次採点審査の結果、申請団体の平均点は82.8点であり、全項目においてもC評価（0点～3点）はなかった。

### ④ 第1次審査（書類審査）の総得点

	第1次審査	加点	総得点
点数	82.8	5	87.8/100

結果、申請団体は87.8点/100点であったため、第1次審査合格とした。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第1次審査に合格した団体を対象として、第2次審査を実施した。第2次審査では、プレゼンテーション審査とヒアリング審査を行った。

① 選定基準（審査項目）

プレゼンテーション審査	1 指定管理者としての抱負、 5年間のビジョンについて（代表者） 2 自主事業計画について（館長予定者）
ヒアリング審査	1 指定管理者指定申請の動機について 2 野外活動センターの管理について 3 野外活動センターの運営について 4 人的課題について 5 収支について 6 総合的評価について

② 配点・合格最低点

- ・配点については、上記1～5が各15点、6については25点の合計100点満点とし、第2次審査(プレゼン・ヒアリング審査)を行った。
- ・合格最低点は委員5名の平均点が70%の70点以上であることとした。

③ 第2次審査の結果

項目No.	項目	配点	平均
1	指定管理者指定申請の動機について	15	12.4
2	野外活動センターの管理について	15	12.2
3	野外活動センターの運営について(自主事業を含む)	15	12.8
4	人的課題について	15	11.2
5	収支について	15	10.2
6	総合的評価	25	20.8
合計点		100	79.6

※第2次採点審査の結果、申請団体の平均点は79.6点/100点であり、70%の70点以上の合格最低点を越えた。

(3) 第2次審査結果を受けた審議

第2次審査の結果を受け、選定委員による審議を行った

①自主事業の提案について

野外活動その他社会教育に係る学習の場を提供することにおける効果があると認められる。また、利用者のニーズに合った事業を取捨選択しており、青少年やシルバー世代が利用できるような事業の提案がなされていると考えられる。

②指定管理料金、ロジ利用料金の増額について

候補者による提案では、指定管理料金、ロジ利用料金改定について提案されていたが、指定管理料金については、消費税増税や物価の上昇に基づく増額は認められるものの、それ以外に、根拠が不明確な点や、仕様書以上の人員の増員等に基づくものであり、根拠の明確なもの以外は認められないという意見があった。ロジ利用料金については、条例の定める上限の半額で運営してきており、前回の消費税増税時にも改定を行わないなど、企業努力を進めてきた中で、さらなる利用者サービス等に還元するための増額であり、認めても良いとの意見があった。

③指定管理者候補者の決定

特定非営利活動法人ナックを寝屋川市野外活動センター指定管理者候補者に選定した。

(4) 講評

寝屋川市野外活動センター指定管理者候補者を選定するために、寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会を2回開催し、指定管理者候補者の選定に至った。ついては、その経過並びに選定委員会における意見を下記のように提出する。

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定については、現在の指定管理者ではあるが、改めて令和2年度から5年間を託せる団体であるかどうかを、応募団体が1者ではあったが厳正に審査した。

まず平成 29 年 7 月に改定された「指定管理者制度の導入及び運用指針」において、新たに加点減点制度が導入されたことにより、事務局からの提案を受け、第 1 次審査において加点（5%）を了承する中、第 1 次審査、第 2 次審査共に、合格最低点等を設けて審査を行った。

候補者については、野外活動センター指定管理者として、3 期（14 年半）の実績を有しており、第 1 次審査、第 2 次審査ともに合格最低点を上回り、指定管理者としての資格を有する団体であることが証明されたといえる。

具体的には、管理・運営において、また利用者サービス向上のための各種事業においても利用者目線に立った安定・継続した管理・運営をしていること、運営に不可欠な利用料金収入の増額についても、その利益の還元を老朽化が進む施設の修繕や新規備品の購入、利用者サービスの充実や、利用者へサービスを提供する職員の福利厚生に充てるなど、効果的効率的な管理・運営が期待できるものとして、特定非営利活動法人ナックを指定管理者候補として判断した。

また、選定委員会として、さらなる利用者の満足度が高い施設にすべく、野外活動の拠点となるだけでなく、生涯学習の機会の充実や青少年の健全育成を進めると共に、小さな子どもを持つ子育て世代が安心して利用できるような施設の充実を図るなど、公の施設としての質の向上を目指すとともに、リピーターが増えていくような施設運営を行っていただきたい。

さらに、自主事業においては、既存の事業を取捨選択する中で、多様な提案があり、小学生から高校生を対象としたアプローチが創意工夫されている一方、大学生、社会人などの利用者層が増えるような事業の提案が不足しており、年齢層の幅を増やすために、閑散期に大学や会社の研修等の利用促進を積極的に行うことを望む。また、昨今の事件や事故をふまえ、不測の事態に備え、門扉の開閉、警備員を配置するなど、施設の安全確保に必要な対策を講じて、利用者の安全安心を確保していただきたい。

なお、指定管理者の運営を行う法人の予算や決算の計画について、過去の経験を踏まえてはいるが、不十分な点もあるため、改善に努めると共に、様々な利用者のニーズを吸い上げ、細やかな事業推進を行うために、指定管理者と行政の連携が必要不可欠である。

上記の事柄を実現するためには、市には適切な指導を行うことを求めることなどの意見をあわせて選定委員会として報告する。